

第四十三回国会 大蔵委員會議録 第十六号

昭和三十八年三月八日(金曜日) 午後四時四十二分開議

出席委員

- 委員長 白井 莊一君
- 理事 足立 篤郎君 理事 嶋田 宗一君
- 理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君
- 理事 吉田 重延君 理事 有馬 輝武君
- 理事 平岡 忠次郎君 理事 堀 昌雄君
- 安藤 覺君 天野 公義君
- 伊藤 五郎君 宇都宮 徳馬君
- 岡田 修一君 金子 一平君
- 久保田 藤麿君 田澤 吉郎君
- 田中 榮一君 田中 正巳君
- 濱田 幸雄君 藤井 勝志君
- 佐藤 觀次郎君

として野口忠夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員野口忠夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員本島百合子君が議長の指名で委員に選任された。

本日のお会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

東京港湾湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出第二六号)

○白井委員長 これより会議を開きます。

参考人出席要求の件についてお諮りいたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の三法律案について、来たる十三日、税制調査会長中山伊知郎君、全園

銀行協会連合会会長宇佐美潤君、日本証券業協会連合会会長小池厚之助君及び主婦連合会副会長三巻秋子君にそれぞれ参考人として委員会に出席を求め、意見を聴取したいと存じます。が、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○白井委員長 次に、東京港湾湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び日本開発銀行法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 開発銀行にお伺いをいたします。

実は、本日資料として出していただきました利益金の内訳でありますけれども、利益金は法定準備と納付金に分かれておられると思っております。このところを知りたいのでこの資料をお願いしたのであります。ちょっと私の方の連絡が申し上げようが、懸念があるので出ておられませんけれども、利益金の中に占める納付金の予定額と決算額を、三十三年の分からずとお答えをいただきたいと思っております。

○太田説明員 三十三年以降の納付金予定額と実績を申し上げます。

三十三年の予定が百二十六億三千

四百万円、実績が百二十四億五千九百九十九万円です。三十四年度が予定が七十三億二千九百九十九万円、実績が百二十五億四千五百九十九万円、三十五年度の予定が八十七億九千九百九十九万円、実績が百三十億九千九百九十九万円、三十六年度の予定が百六億六千九百九十九万円、実績が百二十四億六千九百九十九万円、三十七年度の予定が百三十億二千七百九十九万円となっております。これは実績がまだ出ておらないのでございます。

○堀委員 実は、この間産投會計の歳入の論議をいたしましたときに、少しこれを調べてみますと、納付金が、三十四年、三十五年、三十六年につきましては、当初の予定額に比べて決算額が非常に著しく違うわけでございまして、実は、三十三年度については、今お話がございましたように、納付金の予定額が少し下回っております。この年度においては、利益金も予定額を下回っております。このことは、三十二年の不況の影響が三十三年に現われてきているものだとおもうに理解をいたしませんけれども、その後においては約五十億程度の差が二年続きました。三十六年においてもやはり二十億程度の予定納付額と実際の納付額の差があるわけでございます。ところが、今の納付額だけを見ますと、大体毎年、百二十四億、百二十五億、百三十億、百二十四億ということで、あまり大きな変動が実績の中にはないわけでありまして、それはどこからくるかというところ、予定納付額が非常に少なく見積もられ

たということによつて起きてくるように思うのであります。これは利益金の見込みが百六十二億、その次の年はどういふ関係が非常に少なく見積もられて百十四億、その次は百三十二億といふふうに利益金の方が三十三年に実際少し少なかったといふことのためか、異常に低く見積もられて、その結果こういうことが起きておられるのであります。これはどうしてか、承りたいと思っております。

○太田説明員 御指摘の通り、三十四年度と三十五年度は、ことに見積もりと実績の間に非常に大きな違いがございます。これは一番大きな要素は、やはり支払います面でも借り入れ利息、それから受け入れの方で貸付利息の増減といたことが非常に大きく響くわけでございまして、三十四年度をとってみますと、借り入れ利息の方で、予定に比ばまして決算では十六億四千九百九十九円減少となっております。それから貸付利息の方では、予定に比ばまして決算におきましては二十九億八千九百九十九円増加となっております。その結果が大體五十一億という利益増加に反映いたしましたわけでございまして、それではなぜこの借り入れ利息が予定より少なかったかと申しますと、これは貸付が割合下期に多く固まりました。資金運用部資金の借り入れをそう急がなくなりました。それから、それから前年度から繰り越しました手元金がかなりございまして、これを使って借入金の実際借り入れの時期がずれたため

三月七日

委員芳賀貞君辞任につき、その補欠

- 日本開発銀行総裁 太田利三郎君
- 日本開発銀行理事 大島 寛一君
- 日本輸出入銀行総裁 森永貞一郎君
- 日本輸出入銀行理事 山本菊一郎君
- 専門員 坂井 光三君

に、借り入れ利息が少なかった、こう  
いうこととございます。また貸付利息  
の増加でございますが、これは前年度  
来、海運市況が非常に不況でございま  
したので、海運利息収入をかなりシビ  
アに見ておりまして、こうは実は入ら  
ないだろうと思っておりましたのが、  
存外予想よりも入ってきたという結果  
がございまして、これが結局利益に反  
映し、また納付金にも反映した、こう  
いう結果になっております。また三十  
五年度も、それとほとんど同じような  
状態でございます。やはり借入金  
の利息が初めの方は手元資金が割合潤沢  
でございましたので、借り入れが少  
れたということ、それから受け入れま  
した利息は、やはり海運の利息収入を  
かなりシビアに見ておりましたので、  
これがふえたという結果になっており  
ます。銀行でございまして、予算を  
立てますときには、入る方は割合シビ  
アに考え、支払いの方はなるべくた  
ぶり、十分見込んでおくという銀行の  
サウインド・パンキングの經理のやり方  
にも関係しているかとも思いますけれ  
ども、おもな原因は今申しましたよう  
な事情によるものであります。

○堀委員 一時非常にふえまされたの  
が、だんだんとその差は小さくなって  
きておるわけでありませうけれども、三  
十七年度の状態でございまして、大体  
現時点では利益は同じくらいに  
なっておりますが、そうすると、こと  
しの場合には予定納付金額とこれはほ  
ぼ同じようになる可能性の方が多いと  
思うのですが、その点はいかがでござ  
いますか。

○太田説明員 御指摘の通りでござい  
まして、従来予定と決算がかなり違っ  
ておりましたので、三十七年度につ  
きましては、その点もう少しまかく分  
析して、予算もつくりまして、ここに  
決算見込みと出ておりますのは、昨年  
の十二月の見込みでございませうけれ  
ども、ほぼこれが達成される見込みで  
ございまして、三十七年度に關しまし  
ては、大体予定と大きな誤差がない、今  
のところこういうつもりでおります。

○堀委員 そこで三十七年度の分につ  
きまして、損失の方の欄を見てみま  
すと、外貨債の利息の支払いが二億四千  
八百万円ふえ、それから外貨債の借り  
入れの経費であります。発行差金債  
却が三億八千三百万円予定よりはふ  
えてきておりますけれども、これは外  
債の発行の時間的なずれに問題がある  
のじゃないかと思つて。こういう格  
好で出てきた理由を一つ承りたい。予  
算と決算の差が今のように出ました理  
由を……。

○太田説明員 今御指摘の外貨債の件  
でございませうが、これは三十七年度  
でございますが、外貨債を二度発行いた  
しまして、しかも第一回の発行が三十  
七年の五月、予想より早く出ましたの  
と、それから第二回目が先月出したの  
でございませうが、これが予想より金額  
が多く発行できまして、三十七年度中  
三千万ドルと予定しておりましたのが  
四千万ドル発行できました結果、これ  
がふえたわけでございます。

○堀委員 たくさんできたということ  
はいいのでありますが、それは今のお  
話ですと、三千万ドルを予定してい  
て、売れたからさらに出した、こうい  
うこととございませうか。初めから四  
千万ドルを出すという予定があったの  
か、今のお話ちょっとよくわからない  
のですが……。

○太田説明員 実は三十六年度に発行  
予定いたしましたものが、千万ドル  
残っておりまして、それが三十七年度  
に出せるか出せぬか、非常に疑問であ  
りました。急に昨年末から市況が非  
常に好転いたしました。急にその分も  
乗せて発行できた、こういう結果で  
ございませう。

○堀委員 開銀債の発行の様子であり  
ますけれども、三年、五年、七年、十  
年、十五年ですか、非常にまかく分  
かれて、利率もいろいろ違うようであ  
りませうけれども、こういうふうにか  
けて発行されて、利率の違うものを  
貸し付けられるときには、一体どうい  
うふうに貸し付けられるのか承りた  
い。

○太田説明員 第一回分だけいゆる  
中期債ということ、長期でないもの  
も発行いたしました。貸し付けますと  
きにはそれを全部プールいたしまし  
て、長いものも短かいものも、一緒に  
貸したわけでありませうが、これは償還  
期限がずつとまちまちになっておりま  
すから、短かいものは早く返ってくる、  
それによって返せる、こういうような  
仕組で貸しておるわけでございます。  
二回目、三回目につきましては、全部  
長期資金だけでありまして、おっしゃ  
いました中期債は出しておりません。  
○堀委員 そうすると、最初の中期債  
が出ております分は、金額によって分  
れておりますのは、貸し付けるときは  
その満期になりましたところで、借り  
入れておる電力会社は開銀を通して返  
していく、こういう仕組になるわけ  
ですか。

○大島説明員 御説明いたします。第  
一回の場合は、ただいま総裁から御説  
明申し上げましたように、中期債が一  
部まざっておりまして、大部分は長期  
であります。それを国内で貸し付けま  
す場合には、一本の期限で電力会社に  
貸しております。ただいま総裁から御  
説明申しましたように、国内の電力会  
社に貸し付けました場合には、それぞ  
れ年賦償還の制度によりましてだんだ  
んに返していただくことになっており  
ますので、長期のもの、中期のもの  
の償還と必ずしも細部においてでは  
見合っておりませぬけれども、大局的  
に見まして、見合うような形で国内貸  
付を履行したわけでございます。

○大島説明員 年七分でございます。  
○堀委員 そうするとこれで出ており  
ますのは五分から始まって六%くら  
いどまりになっておるようですね。あれ  
は表面金利と発行価額の差もあるの  
しょうが、ネットの借り入れの利回り  
は幾らになっておりますか。

○大島説明員 短かいもの、長期のも  
の、いろいろございませうので、総合  
計として国内の貸付に見合う程度の  
利回りになっております。

○堀委員 今私が伺っているのは、要  
するに最初に出した二千万ドルにつ  
いては三年ものが五分、四年ものが  
五分八分の一、五年ものが五分四分  
の一、十五年ものが六%、ただしこれは  
発行価額は九五・五%の発行価額、こ  
ういふことよりですか、これだけ  
見ますと、これをプールした金利とい  
うのは幾らかよくわからないもので  
すから、貸し出しの方は年七分とい  
うことなら一体借り入れの方はこれをプ  
ールしたら幾らの金利になっていか  
うことを伺いたいです。

○大島説明員 御説明いたします。た  
だいま御指摘のございました通り、第  
一回の国債につきましては、長期は六  
分でございますが、発行価額は九十五  
ドル五セントでございます。三年、  
四年、五年のものはそれぞれ五分二  
五、五分二五、合計五百万ドル、こ  
ういふことになっております。そこで私  
どもといたしましては、国内貸付と外債  
り入れにつきましては、元本の支払い  
を要する手取金、それから投資の差  
額、それから期中にそれぞれ支払い  
する利息、そういう間接経費等一切  
見込みまして、外債の最後に支払い  
終りますまでの総支払い額を計算し  
たわけでございます。これに見合  
する要回収額、これは国内の電力会社  
から元本等で回収する利息その他を  
含めましての回収額でございますが、  
外債借り入れに伴いまして外債の支払  
いに要する総支払い額、これをもち  
まして、それに見合う要回収額を  
国内貸付の総額と見まして元本は手取  
金で見合っておりますから、それから利  
息を計算しまして七分ということに  
いたしますと、両方ちょうど見合  
う、こういう計算に基づいておるわけ  
でございます。

○堀委員 その中の費用といいま  
すか、経費という点がよくわからない  
のですけれども、非常にきちんと七%と  
出ないような気がするのです。率直に  
言いますと、金利だけの問題として考  
えますと、六%、九十五ドル五セン  
トで出した場合の実効利回りはそれ  
じゃ幾らになるのですか。

○大島説明員 たいだいま御指摘もござりましたし、御説明申し上げましたように、三年もの、四年もの、五年もの、それぞれ金額が違っております、金利も違っております。また長期のものは十五年でございまして、これにつきましては額面で発行いたしております。額面より若干下回る額面で発行しております。さらにそれに当初その他の経費があるわけでございますので、今申しましたような総合した実効利回りという方をとりません、先ほど御説明しましたような全体の元利、経費その他の所要量をはじきまして、それを基礎に国内の貸し出し条件等をきめた次第でございます。

○堀委員 今伺ったのは、それは計算ですから無理だと思つたのですが、ただ機械的に表面利回り六%、売り出し額九十五ドル五十分セントの場合の実効利回りは幾らになるかということなのです。

○大島説明員 応募者利回りにおきまして、ただいまの御質問は長期のもののようにありますが、長期の方を申し上げますと、第一回の長期外債の応募者利回りは六・四%強でございます。なおその長期のものの発行利回りは七・四%強でございます。

○堀委員 あとの三十七年度に発行されましたものの条件は、今のはみな長期のようですが、今の条件と同じになりますでしょうか。

○大島説明員 第二次、第三次と合計三回発行いたしておりますが、第一次の長期は期限十五年で千五百万ドルでございます。期限はいずれも十五年で二次、三次同様であります。第二次は金額が千七百五十万ドル、第三次は

金額が二千二百五十万ドルとふえております。表面金利はいずれも六分でございます。次に発行額額であります。第一回は先ほど御説明いたしましたように、額面百ドルに対して九十五ドル五十分セントで発行いたしておりますが、第二次はこれが九十六ドル、第三次はさらに上がりまして九十六ドル五十分セント、このように発行額が漸次上がってきております。なお金額がふえるに伴いまして、いわば当初経費等のかかってくる割合もそれだけ薄くなりまして減って参りますので、第二次、第三次に移るに伴いまして、発行者の利回りも若干ずつ減ってきております。具体的には御説明申し上げますと、第二次では七・三強、第三次では七・二強程度になっております。

○堀委員 ちょっとそこところからわからないのですが、発行利回りというのはどういうことですか。

○大島説明員 こまかく御説明申し上げますと、非常に複雑な計算をするわけでございますが、簡単に申し上げますと、たとえば百ドルの外債を発行いたしますのに、手取りが九十六ドル五十七セントであるわけでありまして、表面の利子は六分でございますが、九十六ドル五十分セントに対して百ドルの六分の利息を払うという関係になりまして、途中償還をいたす関係もございまして、その他もろもろこまかい要素がたくさんありますが、これらを総合いたしまして、発行者としてこれくらいの利回りになるであろうという計算上のものでございます。

○堀委員 そりすると、最初の分は、二千ドルのうち五百ドル非常に利子の少ないものがあつたわけですが、それを合せてちょうどそのときは七分になつたということは、今後の場合、発行利回りが〇・一ずつ下がってきておる場合の貸し出しの場合はどういうふうになりましようか、今後の第二次、第三次の国内貸付の場合の金利はどうなつておりますか。

○大島説明員 その後の分の国内は七分でやつております。

○堀委員 大体開銀に私の方で伺いたいと思つたのは以上でありまして、もう一つだけちょっと伺つておきたいのは、最近の開銀の借入れ申し込みと実際の貸し出しとの一種のタイム・ラグでございますが、これは大別して、いろいろ種別によつても違つてありましようけれども、大体一般貸し出しで借入れの申し込みを始めてから実際に貸し出しが起るまでどのくらいかかつておりますか。

○太田説明員 平均いたしまして、受け付けましてから貸し出しを実行いたしますまで、大体一月半くらいかかつております。

○堀委員 開銀の問題については、以上で質疑を終わります。

次に、輸出入銀行の方にお伺いをいたします。輸出入銀行の資金収支実績というのをずっと拝見してございまして、ちょっとわからない点が二、三あります。この間たしか委員会でもお答えがあつたと思つて、輸出入銀行の標準金利といふますか、大体四・五%くらいになっておる、こういうお話がございました。これは輸出、輸入、投資その他でみな個々には違ふと思つて、大体全体をひくくめる

ての貸出金利はやはり四・五%くらいと見ていいでしょうか。

○森永説明員 四・三四%でございます。

○堀委員 これは大体毎年あるわけですが、ほぼこの付近を通つておるのでしようか。

○森永説明員 大体金利水準を変えない限りは、今申し上げましたような水準で推移いたしておるわけでございます。

○堀委員 大体借入金金の原資については、資金運用部が一番比重が多いと思つておるわけですが、実は三十四年の実績のところで見ると、政府の出資金が六十億で、貸付金が六百四十七億になつておるわけでありまして、出資金と貸付金の比率というのが約十対一ぐらゐに三十四年になつておるわけでありまして、三十五年は百三十五億の出資金に対して八百四十四億でありまして、これはまあ六・幾らという格好であります。その次に三十六年に参りますと、この年はいろいろと出入りがあつたようでありまして、結果としては二百億の出資金に対して百三十五億というわけで、一対五くらの割合で、借入金をする方の金利はおおむね同じではなかつたかと思つておるわけでありまして、そうするとこの資金と借入金とのバランスがずいぶん違つたわけだと思つておるわけでありまして、おまけに昭和三十六年度については、最初に百二十億の出資、あとから八十億の出資で、計画変更がされたわけですが、その計画変更で予想した貸付額が千八百八十億であつたにもかかわらず、実際は千三百億で百五十億ぐらゐの開きが出てきた。そうすると、出資金とい

のは入つてしまつておるわけですから、借入金の方がそれだけ減つたのだらうということになるわけですが、そうすると、今の金利のコストといふか、片一方は金利の要らないもの比重が昭和三十六年度は非常に高かつた。借入金の方は同じ状態で、おまけに借入れが少なかつたという結果からくる、三十六年度等については、利益というところか、おかしと思つておるわけですが、何かそういう格好で余つてくるような感じがするわけですか。ところがこの中で、それを拝見しておると、次年度繰り越しというのが三十一億ほど出ておるわけですが、前年度等に比べてますとそれだけの差があつたにしまして、そういうものがあまりに小さ過ぎるような感じもいたすわけでありまして、こういう出資金と借入金と今の貸出平均金利との関係は一体どういふことになつておるのかをちょっと承りたいと思つておるわけでありまして、

○森永説明員 その年度々々の出資金と借入金金の比率ももちろん非常に重要なファクターでございますが、それよりも累積した資金総体としての借入金と自己資本の比率がやはり根本ではないかと存じます。その割合は、実は借入金総額が逐次一貫してふえてきておるといふ傾向になつておるわけでありまして、それだけ収支面が苦しくなつておると言えるかと存じます。

お尋ねのございました三十六年度は、御指摘のように当初の予定が九百七十億、途中補正で追加をお願いいたしました結果が千八百八十億で、実績は千三百五十億、百五十億ぐらゐの少なかつたのでございまして、これにはもちろん相当の理由があるわけでございます。

○大島説明員 第二次、第三次と合計三回発行いたしておりますが、第一次の長期は期限十五年で千五百万ドルでございます。期限はいずれも十五年で二次、三次同様であります。第二次は金額が千七百五十万ドル、第三次は金額が二千二百五十万ドルとふえております。表面金利はいずれも六分でございます。次に発行額額であります。第一回は先ほど御説明いたしましたように、額面百ドルに対して九十五ドル五十分セントで発行いたしておりますが、第二次はこれが九十六ドル、第三次はさらに上がりまして九十六ドル五十分セント、このように発行額が漸次上がってきております。なお金額がふえるに伴いまして、いわば当初経費等のかかってくる割合もそれだけ薄くなりまして減って参りますので、第二次、第三次に移るに伴いまして、発行者の利回りも若干ずつ減ってきております。具体的には御説明申し上げますと、第二次では七・三強、第三次では七・二強程度になっております。

が、その場合に出資を減らさないで借入金の方を減らしたにつきましては、実は借入金金の限度につきましては資本金の二倍という制約がございますものから、その観点から資本金の方につきましては、当初予定通り払い込みをお願いする必要があったということでございます。しかししつれにいたしましても、結果におきましては若干資本金のウェイトが補正のときの計画よりは高かったわけでございまして、その面がやはり収支の面に反映いたしました。三十七年度につきましては繰入率も三割くらいのもを維持することができたというような次第に相なっております。

○堀委員 今のお話ですと出資の方がだんだん少なくなつて比率としては借入金が多くなつておる。しかし今やはり四・三割くらいの貸出金利が維持できておるといふことになると、その比率の点は私も調べておりませんからわかりませんが、これはどうやって維持できるのでしょうか。

○森永説明員 三十六年度末をとって考えますと、総資本の中の割合は資本が四〇、借入金が六〇、この割合がほぼ維持できればよろしいわけでございます。現実には三十七年度は資本が三七で、借入れが六三というふうなことで若干苦しくなつて参つておりますが、その苦しいところは、結局貸し倒れ準備金としてどの程度を繰り入れられるかという、そこに問題が集約されるわけでございます。目下の見込みといたしましては、三十七年度は三十六年度の三割よりもある程度下回つた貸し倒れ準備金の繰り入れしかできないのじゃないか、その辺で若干の調

整が行なわれておる、かように御了承いただきたいと思ひます。

○堀委員 今回二百億出資金がされると思うのですが、今度の二百億出資でことしの予算ですとどうなりますか。

○森永説明員 三十八年度の予算による貸付計画は千三百億でございます。うち回収金を除きました八百十億円について出資または借入れ、そのうち二百億が出資でございますので六十億を融資でまかなうわけでございます。この資金構成を基礎にいたしまして収支を計算いたしますと、三十八年度末における貸し倒れ準備金の繰り入れ率は千分の二を若干下回ることになるのではなからうかと存じます。

○堀委員 この間から淡谷さんも貸し倒れ準備金の問題を議論しておられるわけですが、貸し倒れ準備金、今四十八億くらいですね。実際にはこれまで計画では、それは積んでありますけれども、取りくずしはしてないでしゅうか、どのくらい取りくずしたことがありますか。

○森永説明員 一度も取りくずしをいたしたことはございません。

○堀委員 一回も取りくずさないといふことは、今の輸銀については過去にそういう未払いとかいろいろなものはないか、回収計画予定利息等は順調に支払われておるといふことになるわけですね。

○森永説明員 回収不能、延滞等の事態を生じたことがないといふことでございませう。

○堀委員 その次にもう一つ伺つておきたいのは、最近の対外借款の関係であります。この間も伺つたのですが、そ

の中で一つ今後の問題になるのだと思ひますけれども、ウジミナス開発に伴う借款の問題は、すでに外務省ではコミットしておるようですから、やがて輸銀の方へ回つてくるんじゃないかと思ひますけれども、このウジミナスに今度追加出資をするという問題は、ブラジルのインフレに伴うところの問題だといふふうには私見たわけですが、ブラジルでそうごんどんごんインフレインフレが起きていく中におけるそういう投資の問題というものは、これは将来今の貸し倒れ準備金等に関係をしてくる問題にはならないだろうかという感じがしますけれども、その点はどうでしょうか。

○森永説明員 御指摘のごとく、ブラジルにおけるインフレの進行の結果、当初の設備資金計画では足りなくなつて、追加投資を必要とするという問題が起つておるわけでございます。具体的にはその問題をどう処理するかはまだこれからの問題でございますが、一般的に申しますと、インフレによつて当初の計画よりも設備資金の投入額が増加いたしました。ということになります。それはただ経理を圧迫するということになることはもちろんでございます。しかし私どももいたしましては、それによつて会社の運営があふなくなるといふようなことがないように、ブラジル側とも十分連絡をとりまして経営の改善について今後も努力をいたして参りたいと思つております。さしあつたの追加投資の問題につきましては、今後検討をいたす問題と御了承いただきたいと思います。

○堀委員 最近東南アジアその他の方面で、日本の借款なり延べ払い条件と

諸外国の借款なり延べ払い条件の間には、いふ差ができてきて、その点についてキャンセルもできておるといふような話を新聞で見たわけですが、諸外国のそういう借款や延べ払いの条件といふのは最近はどうなつておりますか。

○森永説明員 コマニシャル・ベースの延べ払いに関する限り、私どもが国内業者に与えております金利、一般的には四分でございますが、これはそんなに割高な金利であるとは思ひません。十分に国際市場において競争できる金利ではないかと思つております。ただ問題がございましては、各国がそれぞれ政治的な意図をもちまして、それぞれ特有な形での援助をしております。極端な場合には無利子とか非常に低利な融資もあることは御承知の通りでございますが、そういう投資の場合の金利につきましてもどうかという問題になれりばいろいろ問題もあるかと思ひますが、私どもが担当いたしております分野は、やはり日本の業者が自己のリスクで進出する、その量的補完をいたす、それにしてはあまり金利が高くては困るわけでございますが、さような金融でございましては、むやみに安いだけがないのではないかと。やはり国際関係とか国際競争とかいろいろ重要な要素を総合的に考えまして、適正な金利を実現するといふことではないかと思つておる次第でございます。

○堀委員 最後に、最近テレビ等耐久消費財、鉄製品等の延べ払いを認めるというところに三十六年度の終わりで三十七年度ですかの七月六日に業務方法書が改定された。これによつてその後こういう問題でどの程度あなたの方の出資というか輸出引き合いという

ものがあつたのか、お伺ひしたいと思ひます。

○森永説明員 業務方法書を改定してから引き合いはほぼつづつございまして、現実にはまだ具体的な商談が成立いたしましたものはないと思ひます。近くアフリカ等に対してはテレビ等の商談ができるような形勢にはなつてきておりますが、これとともまだ成約にはなつておりません。なお先般中共との間に塩安の問題が起りましたが、この部分はたゞいまお話の業務方法書の改正によつてまかなうことになるのではないかと存じます。これもまだ実行の段取りには至つておりません。

○堀委員 この業務方法書の改正だけでは一体どういふことになるのかよくわからないのですけれども、支払い条件その他の理由により輸銀において貸し出しを行なうことが適当と認められるもの、それに対しては一体どの程度の期間の延べ払いを認めて処理されるのか、その点をちょっと伺ひたいと思ひます。

○森永説明員 山本理事からの確なところをお答えいたします。

○山本説明員 あのとときは三十七年七月六日に追加いたしました次第でございますが、三項目ございまして、一つはテレビ等の耐久消費財、第二の品目は鉄鋼製品などございまして、最終用途が設備になるかどうかかわからないものといふのが第二の項目でございます。その他第三の項目といたしまして、輸銀において延べ払い金融をやつて援助するが適当と認められる品目というところになっておりました。三番目のものは今後何らか起るべき事態を予想いたしましたして、クッションをとつ

ている意味でございますので、そのときにおきまして、そういう延べ払い金融をやった方がいいかどうかという問題は、ケース・バイ・ケースでさまざま問題ではないかと考えております。

○堀委員 私の前回の質問は以上で終わります。

○白井委員 関連質問がありますので、これを許します。藤井勝志君。

○藤井委員 輸銀の總裁にちょっとお尋ねをいたしたいと思います。輸出増強ということが当面の第一の国是なりということはこの委員会でもしばしば各委員から発言がなされておりますが、そういう観点から考えますと、輸出入銀行の使命たるやまことに重かつ大であると思っております。

そこで、私は特にプラント輸出の三割ないしそれ以上を占めておる外国による注文の建造船に関する延べ払い、そのほかいろいろの条件について現在どういふ状態になっておるかお尋ねをいたしたいと思います。ところが、大體西ドイツや西歐の例を聞きますと、頭金が大体二割、延べ払い期間十年、こういうことになっておるにかかわらず、日本の場合には頭金が三割、延べ払いは七年、こういうことでは、いわゆる国際競争力をつけて大いに輸出をやる、そういう場合に非常に不利な状態に置かれておりますので、こういう事情にあるのかどうか、これに對してどのような対策を輸銀は考えておられますのか、總裁の御答弁を伺いたいと思っております。

○藤井委員 延べ払いの条件につきましては、一般的に申し上げますと結局日本の国力の許す限度にとどめなければならぬわけでございます。しかも海外における競争上不利な立場に立たないよう、そういうことかと思っております。そこで外国における西歐諸国が提供したておりまする条件がどの程度か、これは実はなかなか的確にはつかみにくいのでございまして、必ずしも一がいこのぐらいいいというところをはっきり申し上げるような資料もないのでございまして、私どももいたしましては、その辺のところは実情の推移に即しまして、そのときどきで国力が許し、しかも競争上そんなに不利にならないようにということを目指して、ときどきの条件をきめて参っております。現行は、これは各契約によりましていろいろなファクターがございまして、結局はケース・バイ・ケースにきめられるわけでございます。しかし一番多く見受けられる一つの型をいたしましては、船につきましては、二割は頭金をいたしまして、八割を延べ払い、その期間は八年、この型が一般的には非常に多いようございまして、しかし契約によりまして種々さまざまな形がございまして、それがさまざまですが、多くの場合は大体そんなような型がとられておるといふことでございます。

○藤井委員 今のよその国のいろいろ具体的な例ですね、これはやはりつくる船のケース・バイ・ケースでいろいろ条件がそのつど変わる、こういうことなんでしょうか。

○藤井委員 私もよくは知りませんが、これはやはり商売でございますので、外国における造船所もやはり相手方とのかけ引きもございまして、

一番有利な条件ということで努力をいたしておるわけでございます。必ずしもそこに画一的なものがあるわけではないわけでございます。まあ大體の傾向としては長期化するとか何とかというところはございまして、画一された一つの型が外国にあるというふうな問題ではないのではないかと、うふううに考えます。

○藤井委員 非常にびっくりした現実をおつかみになったの御答弁ではないようでありまして、一つこれはよく諸外国の例をお調べいただいて、やはり国際競争力においてはハンディキャップのないような線に日本の造船界を持っていて、そして大いに輸出の一翼をなすおられます日本の造船界の振興のために特に輸銀の御配慮をお願いしたい、このように思っております。

きょうは時間が相当経過しておりますので、簡単に切り上げたいと思っております。もう一つ、本船の担保率ですね、これが外国の場合は八割、日本の場合は現在は六割ということになっておるようにならぬように、造船界から聞いております。こういうことも非常によその国と比較いたしましたら、不均衡であり、不利な条件に置かれておる。これなんかも、やはり輸銀として当然考えられて、大いに日本の造船界の海外進出をはかっていくべきではないかというふうな思っております。この点どうでありますか。

○藤井委員 外国の実情につきましては、なお私どもも検討したいと思っております。ただ一言申し上げますと、現在日本の造船界は世界における船の輸出という中では非常に大きな

ウエートを占めておる、非常に進出をしておるといふ事実も、私どももあるいは日本の造船業が提供しておる条件ならそう国際的に不利なものではないという一つの証左ではないかと、も実は考えておるわけでございます。そんな不利な条件では決してない、私は確信いたしております。

次に担保率の問題でございますが、私どもの輸出金融は、国内の業者に貸しますが、結局は外国の海運会社に長期の信用を与えるというわけでございます。そこで何としても外貨債権による回収を確保しなければならぬわけでございます。そのためにLCであるとか、LGであるとか、そういう外貨債権を担保にとつておるわけでございます。ただ船の場合は、慣行もございまして、その本船を担保にとつておる。その場合に担保の掛目をどう見るかという問題をお尋ねがあったわけでございます。御指摘のように、私どもが現在使っております掛目は六割でございます。これは、その前は五割でございましたが、一昨年の十二月に六割に改訂いたしました。その後いろいろ業界等からもお話を承り、いろいろ検討もいたして参ったわけでございます。現在のところこの掛目そのものを大きく変更する必要はないのではないかと、もちろん今後の情勢で、船価の推移であるとかいろいろなることを考えまして、情勢が変わって参りますれば、常に適正な掛目にこれを改定するのにはやぶさかではないのでございまして、現在のところ、この六割の掛目を要する必要はないのではないかと、うふううに思っております。御指摘がございましたように、開発銀行の掛

目よりは確かに低いわけでございます。しかしそれは、開銀の方の融資は国内の海運会社に対する融資でございます。その会社の経理状況も始終把握ができませんし、また担保の不足が起きますればいつでも増し担保がとれるという状態にあるのに対して、輸銀の船舶融資は何しろ外国人が外国で動かしておる船に対する融資でございます。把握の程度も国内業者者みたいには参りませんし、また万一処分しなければならぬ場合のことでございます。外国法による処分というよりなことを考えますと、いろいろ処分費もよけいかかるといふようなこともあったりなどいたしまして、国内で開発銀行が日本の海運業者にお貸しになる場合とは若干趣を異にするのではないだろうか。結局、船価の変動の状況、それから処分いたしました場合の手取りになる割合、そういうことなことを十分検討いたしました。常に適正な掛目になるようにということも努力をいたしていかねければならぬわけでございます。現在のところ直ちに六割を變更するのはいかがであらうかというふうに考えておる次第でございます。

○藤井委員 私はこれで最後にいたしますが、總裁、着任早々でありまして、事態を十分把握されておらないと言われ、失礼でありますけれども、そういう感じが御答弁から受け取れるわけでございます。前提として日本の造船界が非常に伸びておるといふような見方をされておりますけれども、それは確かにある程度造船界の日本の実力というものは相当なものでありますけれども、非常に苦勞して優秀な技術、これを

たてとしていろいろ経営上の苦勞を

たてとしていろいろ経営上の苦勞を

し、また総合的な経営をやったりいろいろなことをやったりして、かちかちの線で行っているという苦しい経営の実態というもの認識が、総裁に十分ないのではないかと。私はたまたま地元玉野造船というのがありますけれど、現場のいろいろ事情をよく聞いておきますと、もう一べんよく造船界の実態を総裁として把握していただいで、今後輸出の一環である、またプラント輸出の主軸をなしている造船業の発展のために輸銀としても一つの使命を考えていただきたい、このように要望いたしました質問を終わります。

今の担保率の問題、どうも総裁のお話を聞いていて、なぜ現状でいいかという理由がよくわかりません。また日をあらためてよくお話を聞きたいと思ひます。

○日井委員長 堀昌雄君。

○堀委員 昨日論議させていただきましたよくわかりませんでした点について、ここで資料を出していただきまして、大抵これを拝見して要点はわかりました。あと一点だけ残っておりますのは、昨日の話では一億ドルの外貨債、これはアメリカで出すのじゃないかと思うのですが、その利回りは七分五厘だと承ったのですが、その点はどういう格好の外貨債になるのか、表面利回りは幾ら、発行価額が一体幾ら予定して七分五厘というのが出ておるかを承りたいと思ひます。

○稲益政府委員 昨日あるいは七分五厘といったのは地方資金課長であったかと思ひますが、あるいは実は国内の地方債の方と若干混淆してお答えしておいたようにあります。現在私も予

で出しますと、ごく最近の例ですと、二月一日に発行いたしましたわけですと、表面の利率が六分でございます。発行価額が九十六ドル五十五セント、従いまして、復利最終の応募者利回りで申し上げますと、六分三厘六毛六糸、発行者のこれに對しますそのほかのコスト、これは実際やってみませんとわかりませんが、これに若干発行手数料が加わったところ、大体最近のニューヨークの市場の情勢であります、こういう最近出しました開銀債の利回りがほぼ基準になるのじゃないか、そのときの情勢によりまして若干上下するかと思ひますが、大体そんなところじゃないかろうか、かように考へております。

○堀委員 最近の新聞で、ケネディ大統領が金流出について頭を非常に悩まして公定歩合を三から三・五に引き上げようという意見なの希望なのかわかりませんが、報道があるわけですから、日本は低金利の方向に向かっているときに、アメリカは〇・五の公定歩合の引き上げが起きるようなことがあると、こういう外貨債の発行というものは影響を受けるのじゃないかと思ひますが、その点はどうでしょう。

○稲益政府委員 仰せのように、起債市場のいろいろ条件と申しますか、こういう引受けがあるときは価額なり、表面金利なりそのときの金利情勢に非常に左右されるわけでありまして、仰せのようにそういう歩合が上がりますと、一般の市中の利回りも上がります、多分に影響を受けるということも、仰せの通りであります。大体私ども考へておりますところでは、昨年の

後半、これは第二回目の開銀債と三回目の開銀債と比べますと、おわかり願えるかと思ひますが、大体低下の傾向にありまして、好利回りで発行でき、今後その情勢がどこまで続くか、私どもの判断としましては、アメリカの市場が来年少なくも上期は比較적으로割合有利な情勢が続くのではなからうか、下期になりまして、若干疑問があるといったような予測をいたしておるわけでありまして。

○堀委員 今の問題は今後の問題でありますから別になるわけでありまして、この前のマルク債は、あれはこちから保証する法律をやったわけですが、この利回り等は一体どういうふうになっておりますか。

○稲益政府委員 前回三十七年二月に発行いたしましたいわゆる大阪府市債であります、この表面の利率は六分五厘であります。発行価額が九十六・五マルクであります。従いまして最終の応募者利回りが六分八厘七毛八糸、若干ニューヨークの場合よりも高くなっております。

○堀委員 大体最近の傾向はだんだんと地方自治体がこうやって外貨債を入れるということになり、開銀も出し、あるはその次に産投も出ることになると、ずいぶんあちこちから外貨債が非常に出ていく可能性がだいぶ出てきたわけですね、国内の金利がこれから下げたいこうというときに、これは相当発行者利回りで見ると、かなり高く外債もついているように思ひますが、さっきの話で見ますと、発行者利回りは開銀の第一回のときには七・四、七・三、七・二と下がってきておりますけれども、

かなりこれは高い。これが国内の方がずっと今度安くなってきたとうとき、逆に負担の高いものを負担するとう格好にならざるを得ないかと思ひますが、そういう点についての見通しはどうですか。

○稲益政府委員 仰せのように、金利と申しますか、利回りだけで申し上げますと、国内が今の情勢から考えますと、これから下がる傾向にある、そういったした場合に、これは利回りだけ外貨債、若干でも高くなければいけないというふうな割り切れない問題でもなからうかというふうな考へておりますが、できるだけ有利な条件で発行できる、そういった市場を選びまして、またそういった時期を選ぶといったようなことで、できるだけコストが高くならないように、そういった配慮を加えて参りたい、かように考へております。

○日井委員長 これにて三案に対する質疑は終了いたしました。

○日井委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

採決いたします。

三案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○日井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次会は、来たる十二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十九分散会

〔参照〕 東京港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出第二六号)に関する報告書 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)に関する報告書 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員會議録第十三号中正誤	ペーシ	行	誤	正
四	終りか	在勤法	在勤俸	
五	終りか	在勤法	在勤俸	
六	終りか	在勤法	在勤俸	